

## サブプライムローン問題

監督局総務課課長補佐

小長谷 章人(平成14年入庁)

平成14年 総務企画局企画課

平成15年 総務企画局信用課信用機構室

平成16年 米国デューク大学(留学)

平成18年 監督局総務課パーセルⅡ推進室係長

平成20年 現職



(中央が筆者)

### ●政策の背景・必要性

サブプライムローンとは、米国における「信用力の劣る借り手に対する住宅ローン」のことです。2000年から2005年にかけて、米国における住宅価格上昇率は年率6%以上という高い水準で推移していましたが、こうした上昇傾向が今後も継続するという期待を背景に、サブプライムローンは(特に2004年以降)その残高を急速に伸ばしていました。しかし、2006年に入り住宅価格上昇率が鈍化するにつれて、サブプライムローンの延滞率が上昇し、住宅金融会社の破綻が表面化し始めました。

ここまでの話であれば、米国一国内における不良債権問題の枠を超えるものではなく、世界各国の金融市場に混乱が伝播することは無かったはずですが、ところが実際には、サブプライムローンは証券化と呼ばれる金融技術により証券化商品へとその姿を変え、欧米をはじめとする世界中の投資家に販売されており、その結果、サブプライムローンに内在するリスクは世界中に拡散していたのです。こうしてサブプライムローン問題は、一国の問題に止まらず、国際的な金融システムへ広く波及していくこととなりました。さらにその後、2008年9月の米国大手投資銀行の破綻を契機として、事態は世界的金融危機の様相を呈してきています。

### ●具体的な施策・業務の内容

金融庁では、この「百年に一度」とも言われる危機に対応するべく、様々な取組みを行ってきています。

**例1**：サブプライムローン問題から得られた教訓を生かし、金融機関におけるリスク管理の高度化を促す観点から、2008年8月に監督指

針の改正を行いました。今回の金融市場の混乱においては、サブプライムローンを原資産とする証券化商品の格付が急速に引き下げられたため、「サブプライムローンとは関係のない証券化商品についても格下げが行われるのではないか」という疑念が市場に生じ、その結果、証券化商品市場の流動性が著しく低下した(買い手が付かなくなり、証券化商品の一層の価格下落を招いた)という一面があります。このため、本改正においては、「実際に売却可能な価格水準を把握すること」や「自己の投資額が市場規模に比して過大なシェアとなっていないかを確認すること」などを通じて、各金融機関が市場流動性を適切に検証しているかということ、監督上の着眼点として明確化しています。

**例2**：我が国では1990年代の不良債権問題に対して、公的資金による資本増強、銀行の一時国有化、預金の全額保護など、あらゆる措置を講じて対応に努めてきました。もちろん、今回の危機は、(前段でも少し触れたとおり)新しい金融技術を通じてリスクが世界中に拡散していたという点などにおいて、かつての我が国の危機とは異なるものであり、求められる処方箋は必ずしも同一ではないでしょう。しかし、金融システムの崩壊を避けるため苦労を重ねた我が国の経験は、これらの例外的措置が、危機的な状況においては金融システムを安定化させるために有用な政策手段であることを示しています。こうした考えの下、G7をはじめとする国際会議などの機会を通じて、我が国の経験と教訓を伝え、世界各国の理解を得てきました。ご承知のとおり、現在、欧米をはじめとする世界各国においては、それぞれの金融市場の状況に応じ、同様の措置が相次いで実施されています。

こんなところに  
やりがいを感じます！

約7年という、まだそれほど長くもない私の金融庁職員としての日々を振り返ってみても、胃がキリキリと痛くなるような場面や、あるいは冷や汗が背筋を伝うような場面に

幾度も遭遇した記憶が甦ります。しかしそれは、それだけ責任の重い仕事を任されているということの証左でもあります。金融庁では、上で挙げた二例の他にも、金融機能強化法の改正、中小企業金融の円滑化のための措置、新たな金融秩序の構築に向けた国際的議論への積極的な参画、格付会社に対する公的規制の導入の検討な

ど、全庁をあげた取組みを行っており、意欲溢れる若手を不完全燃焼させるようなことは決してありません。是非、業務説明会や官庁訪問に足を運んでいただき、皆さんご自身の目で確かめてみてください。皆さんと議論できる日を楽しみにしています。